

参 考 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の対前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	23
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	24
第13表 民間における初任給の改定状況	24
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	25
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	26
第16表 民間における住宅手当の支給状況	40
第17表 民間における通勤手当の支給状況	41
第18表 民間における特別給の支給状況	42
第19表 民間における冬季賞与の配分状況	42
第20表 民間における定年制の状況	43
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	43
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	43
第23表 民間における給与改定の状況等	44

3 県職員給与と民間給与との比較

第24表	県職員の給与と民間給与との比較	45
------	-----------------	----

4 生計費関係資料

第25表	費目別、世帯人員別標準生計費	46
------	----------------	----

5 勤務時間等関係資料

第26表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況	47
------	-------------------------	----

6	人事院勧告等の要旨	48
---	-----------	----

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和7年職員給与実態調査)

給料表 \ 区 分	適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
行 政 職	3,387 ^人	41.8 ^歳	19.0 ^年
公 安 職	1,799	38.7	17.3
研 究 職	148	41.5	17.9
医 療 職 (一)	11	45.7	19.1
医 療 職 (二)	83	43.1	18.2
医 療 職 (三)	63	37.1	13.7
大 学 教 育 職	52	50.2	24.3
高等学校等教育職	1,944	44.5	21.8
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,568	39.7	16.9
計	12,055	41.0	18.4

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。
- 2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は、含まれていない。(以下第11表までにおいて同じ。)
- 3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下第11表までにおいて同じ。)
- 4 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。(以下第11表までにおいて同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和7年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	80.1	6.8	12.8	0.2	58.6	41.4
公安職	100	61.8	2.5	35.7	—	88.2	11.8
研究職	100	93.2	4.1	2.7	—	62.2	37.8
医療職(一)	100	100.0	—	—	—	90.9	9.1
医療職(二)	100	92.8	4.8	2.4	—	39.8	60.2
医療職(三)	100	95.2	4.8	—	—	6.3	93.7
大学教育職	100	73.1	26.9	—	—	34.6	65.4
高等学校等 教 育 職	100	95.8	2.2	1.9	0.1	47.1	52.9
中学校及び 小学校教育職	100	98.8	1.2	—	—	37.3	62.7
全給料表	100	87.3	3.4	9.3	0.1	52.7	47.3

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	334,334 円	346,501 円	344,318 円	508,036 円
地域手当	11,624	11,838	11,256	92,115
給料の特別調整額 管理職手当	7,483	2,487	—	51,545
扶養手当	8,114	14,834	7,446	16,136
住居手当	5,718	3,547	7,242	9,818
その他	235	1,552	2,095	266,773
計	367,508	380,759	372,357	944,423

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	令和6年 (A)	令和7年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	326,458 円	334,334 円	7,876 円	102.4 %
地域手当	11,383	11,624	241	102.1
給料の特別調整額 管理職手当	7,531	7,483	△48	99.4
扶養手当	7,725	8,114	389	105.0
住居手当	5,711	5,718	7	100.1
その他	255	235	△20	92.2
計	359,063	367,508	8,445	102.4

(令和7年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 339,995	円 323,660	円 438,785	円 394,784	円 365,525	円 358,432
11,237	10,473	14,527	13,022	12,102	12,135
4,537	—	7,450	4,300	6,324	5,674
6,645	3,651	7,731	7,861	6,581	8,459
6,204	3,892	8,071	5,001	5,395	5,183
6,199	—	1,548	300	372	805
374,817	341,676	478,112	425,268	396,299	390,688

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

区 分 給与種目	令 和 6 年 (A)	令 和 7 年 (B)	比 較	
			(B)－(A)	(B)／(A)
給 料	円 348,633	円 358,432	円 9,799	% 102.8
地 域 手 当	11,800	12,135	335	102.8
給料の特別調整額 管 理 職 手 当	5,631	5,674	43	100.8
扶 養 手 当	8,077	8,459	382	104.7
住 居 手 当	5,061	5,183	122	102.4
そ の 他	785	805	20	102.5
計	379,987	390,688	10,701	102.8

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 給料表別扶養親族数

(令和7年職員給与実態調査)

区 分 給 料 表	受 職 員 給 数	扶 養 親 族 数					全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配 偶 者	子	うち 特定期間 にある子	配偶者・子 以 外	計	
行 政 職	人 1,301	人 484	人 1,958	人 625	人 59	人 2,501	人 0.7
公 安 職	1,092	536	1,996	406	14	2,546	1.4
研 究 職	53	15	75	35	3	93	0.6
医 療 職 (一)	9	6	13	2	—	19	1.7
医 療 職 (二)	30	10	40	11	1	51	0.6
医 療 職 (三)	10	1	18	4	—	19	0.3
大 学 教 育 職	17	3	30	7	2	35	0.7
高 等 学 校 等 教 育 職	736	229	1,087	380	30	1,346	0.7
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	1,421	390	2,239	566	48	2,677	0.6
計	4,669	1,674	7,456	2,036	157	9,287	0.8

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)

2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、38.7%である。

4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、21,841円である。

2 扶養親族数別職員数

(令和7年職員給与実態調査)

区 分	扶 養 親 族 数								計
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
受 給 職員数	人 1,624	人 1,774	人 1,002	人 239	人 27	人 3	人 —	人 —	人 4,669

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和7年職員給与実態調査)

区 分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受 給 者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当 額
職員の 区 分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人 21	人 67	人 298	人 38	人 231	人 4	人 376	人 27	人 1,062	円 64,406

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和7年職員給与実態調査)

区 分		受 給 者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	人 102
	100km以上 300km未満	3
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	1
	700km以上 900km未満	14
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	—
	1,300km以上 1,500km未満	—
	1,500km以上	1
受給者計		121
手当受給者1人あたり平均手当月額		円 33,851

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和7年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		20%級地 (東京都 特別区)	16%級地 (川崎市、 大阪市)	11%級地 (神戸市)	9%級地 (広島市、 福岡市)	3%級地 (金沢市、 岡山市)	2%級地 (徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,387 (100%)	人 19 (0.56%)	人 7 (0.21%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 3,356 (99.08%)	人 —	人 3 (0.09%)
公安職	1,799 (100%)	5 (0.28%)	2 (0.11%)	1 (0.06%)	—	—	—	1,790 (99.50%)	—	1 (0.06%)
研究職	148 (100%)	—	—	—	—	—	—	148 (100%)	—	—
医療職(一)	11 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	11 (100%)	—
医療職(二)	83 (100%)	—	—	—	—	—	—	83 (100%)	—	—
医療職(三)	63 (100%)	—	—	—	—	—	—	63 (100%)	—	—
大学教育職	52 (100%)	—	—	—	—	—	—	52 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	1,944 (100%)	—	—	—	—	—	—	1,944 (100%)	—	—
中学校及び 小学校教育職	4,568 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,565 (99.93%)	—	3 (0.07%)
計	12,055 (100%)	24 (0.20%)	9 (0.07%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	—	1 (0.01%)	12,001 (99.55%)	11 (0.09%)	7 (0.06%)
平均手当月額	円 12,135	円 68,858	円 56,955	円 X	円 X	円 —	円 X	円 11,919	円 92,115	円 0

(注) 1 「X」は人員が1人の場合である。

2 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

3 「県内」には、異動保障により県内と同じ3.2%を支給されている職員も含む。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和7年職員給与実態調査)

給料表 区分	受給職員数	内 訳		
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円の受給者
行政職	人 758	人 1	人 290	人 467
公安職	246	—	93	153
研究職	42	—	18	24
医療職（一）	4	—	—	4
医療職（二）	20	—	7	13
医療職（三）	10	—	5	5
大学教育職	17	—	6	11
高等学校等 教 育 職	385	2	165	218
中学校及び 小学校教育職	984	—	479	505
計	2,466	3	1,063	1,400

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、20.5%である。
2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,303円である。
3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは6人(1人当たりの平均手当月額は13,117円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和7年職員給与実態調査)

給料表 区分	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ利用者	自動車等のみ使用者	交通機関・自動車等併用者
行政職	人 2,944	人 629	人 2,101	人 214
公安職	1,397	116	1,257	24
研究職	134	4	121	9
医療職（一）	10	3	5	2
医療職（二）	77	8	64	5
医療職（三）	61	3	54	4
大学教育職	50	4	46	—
高等学校等 教 育 職	1,826	47	1,757	22
中学校及び 小学校教育職	4,191	25	4,142	24
計	10,690	839	9,547	304
平均手当月額	円 8,699	円 14,174	円 7,550	円 23,181

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.7%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和7年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							2	2	1
3								1	
4									
5								34	18
6								1	
7		1							1
8									
9	6							1	
10			1						
11									
12	2	2	1						
13	2		2						
14		3	2				3		
15		3	3				35		
16	4	73	50				4		
17	1	5	2						
18	1	6	7				2		
19		4	4				15		
20	3	3	13				2		
21	1	1	9				3		
22	3	56	10				1		
23		8	7				3		
24		8	49				5		
25		4	6				2		
26		10	5						
27	2	7	7				9		
28		66	42		1		3		
29	79	8	8				2		
30	1	8	12				2		
31	4	3	8				8		
32	79	42	32				4		
33	19	6	4						
34	3	7	28	1					
35	3	5	9				2		
36	9	9	14	5					
37	12	4	11	16		3			
38	3	4	43	14		1			
39	2	1	16	10		11	2		
40	84	5	13	6	2	6			
41	15		10	25		9			
42	6		52	12	1	9			
43	9	1	12	10	4	21			
44	68	1	21	16	6	8			
45	11	2	14	10		3	8		
46	5	1	42	12	1	8			
47	3	1	10	16	9	4			
48	11		15	12	5	3			
49	21	1	16	19	7	5			
50	5		26	9	3	2			
51	4	2	15	11	21	16			
52	6		22	10	13	13			
53	4	1	12	7	11				
54	5		20	6	7	3			
55	2		11	13	10	3			
56	4	1	24	9	10	8			
57	4		10	11	12	2			
58	2		3	6	9				
59			5	12	8	3			
60		1	4	12	11	2			
61	2		7	10	21	1			
62	3		9	9	12	2			
63			4	7	9	1			
64	1		5	4	10	1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	3	1	4	6	12	1			
67	1		1	5	13				
68			2	7	11				
69	2		1	5	6	1			
70			3	2	17				
71			4	2	14				
72			3	7	20				
73			1	2	17				
74				8	14	3			
75				5	17				
76	1		3	7	23				
77			1	8	13				
78			3	9	23				
79			2	8	23				
80			1	5	21				
81			3	3	25				
82				11	15				
83			2	1	14				
84			1	4	27				
85			2		23				
86				53	13				
87					21				
88			3		21				
89					22				
90			1		15				
91			1		16				
92			3		13				
93			1		5				
94					123				
95			2						
96		1	1						
97			2						
98			1						
99			3						
100			3						
101									
102			1						
103			1						
104									
105			1						
106									
107			5						
108			1						
109			27						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	521	377	881	478	800	153	117	40	20
								適用職員数	3,387

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人 1	人
5 6 7 8	12								14
9 10 11 12	1 11								
13 14 15 16	2 18					1			
17 18 19 20	2 16			1					
21 22 23 24	1 2 17		1 1		1 2				
25 26 27 28	21 3 1 33		1 2 10						
29 30 31 32	1 5 1 4	4 9 1 34	3 12 2 16	1 2 2 3	1 2 1 6			1 2 5 8 1	
33 34 35 36	2 2 4	5 9 2 29	4 9 4 34	2 4 2 3	4 3 2 4			2 1	
37 38 39 40	1	2 10 1 6	4 11 6 18	2 6 1	4 3 2 3	1 1		3 1 2	
41 42 43 44	1 2	3 4 4	3 14 7 13	2 8 8	4 7 10	1	12 1 6 3	2	
45 46 47 48	1 1		6 19 3 20	2 7 3 11	8 9 9 4	1	3 6 1		
49 50 51 52		1	4 11 3 13	2 14 4 13	4 6 5 11	1	2 2 1 2		
53 54 55 56		1	4 9 5 8	8 13 4 16	9 9 8 8		3 2		
57 58 59 60	1	1	3 9 5 12	7 11 4 6	10 11 6 11	1 1 1 3	5 3 1		
61 62 63 64		1	4 12 3 10	3 13 7 10	6 14 4 11	1			
65 66 67 68			1 11 3 5	4 11 6 7	6 8 3 4	2 2 2 1			
69 70 71 72			4 9 5 8	5 9 7 8	3 6 4 8	4 4 4	2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			1	5	3	1	1		
74			4	5	3	1			
75			4	7	3	2			
76			8	10	4	4			
77			2	5	5				
78			2	8	1	3			
79			4	6	1				
80			5	6		1			
81			3	3	3	1			
82			3	5	3	2			
83	1		1	9	2	1			
84			8	4	2				
85			1	3	3	20			
86			3	5	1				
87			1	2					
88			3	4	2				
89			1	8	2				
90			2	1					
91			2	2	3				
92			1	5					
93			2	5	11				
94			3	2					
95			2	4					
96			5	4					
97									
98			1	3					
99			2	4					
100			2	4					
101			3	4					
102			3	2					
103			2	2					
104	1			2					
105			3	3					
106									
107			2	3					
108	1			1					
109			1						
110				3					
111			1	1					
112			1	1					
113				3					
114			2	1					
115									
116				3					
117				1					
118				3					
119				5					
120			1						
121			1	16					
122			1						
123									
124									
125									
126									
127			1						
128			1						
129									
130			1						
131									
132									
133			1						
134									
135									
136									
137			1						
138			1						
139									
140									
141			3						
計	165	205	490	444	316	75	61	29	14
適用職員数								1,799	

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		4			
17					
18					
19					
20		3			
21					
22					
23					
24		5			
25		2			
26		2	1		
27					
28		1	1		
29		1			
30		2	2		
31			1		
32		1	1		
33					
34					
35					
36		5	1		
37			1		
38		1			
39			1		
40		3	2		
41			1		
42		3	3		
43					
44		4			
45			1		
46		1	1		
47					
48		3			
49	1				
50			1		
51					
52	1				
53		3			
54					
55					
56		2			
57	1				
58		2			
59					
60		5			
61			1		
62		2			
63					
64					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
65	人	人	人	人	人
66		3	1		
67			1		
68		2			
69		1	2		
70			1		
71		1	1		
72		1			
73		1	2		
74		1	1		
75					
76		1	1		
77			1		
78		2	2		
79		1	3		
80		1	3		
81			2		
82		1	2		
83			2		
84			4		
85			3		
86			2		
87			1		
88			2		
89			10		
90		1			
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114		2			
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	3	79	66		
				適用職員数	148

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				2
6				
7				
8		1		3
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24			1	
25				
26	1			
27		1		
28		1		
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	1	3	2	5
適用職員数				11

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4			1					
5		1						
6								
7								
8								
9							1	
10								
11							1	
12			1				1	
13								
14								
15							1	
16								
17		1	1					
18								
19								
20			1					
21								
22			2					
23		3						
24			2					
25		1						
26		1						
27								
28						2 15		
29				1				
30			1	1				
31		1						
32			1			1		
33								
34					1			
35								
36				1				
37		1						
38		1	2		2			
39			1					
40	1			1		1		
41								
42								
43						1		
44						1		
45						1		
46						1		
47								
48				2	1			
49				1	1			
50								
51				1	1			
52				1				
53				1				
54			1	2	1			
55								
56			1					
57								
58				1				
59								
60								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62				1	1			
63	1							
64					2			
65								
66								
67								
68				1				
69					1			
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78				1				
79								
80								
81		1						
82								
83								
84								
85	1							
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計	3	11	15	16	15	19	4	
適用職員数								83

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8			1				
9 10 11 12				1			
13 14 15 16		1	1				
17 18 19 20		1	2				
21 22 23 24			4				
25 26 27 28		1					
29 30 31 32		6					
33 34 35 36		1					
37 38 39 40		3					
41 42 43 44		2		1			
45 46 47 48		1		1	1		
49 50 51 52				1	1		
53 54 55 56		1		1	1		
57 58 59 60				2	1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61 62 63 64	人	人	人	人	人 1 1	人	人
65 66 67 68							
69 70 71 72							
73 74 75 76					1		
77 78 79 80					1		
81 82 83 84					1		
85 86 87 88					1		
89 90 91 92					1 1		
93 94 95 96					4		
97 98 99 100							
101 102 103 104							
105 106 107 108							
109 110 111 112							
113 114 115 116							
117 118 119 120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		19	10	15	19		
						適用職員数	63

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				1
3				
4				
5				1
6				3
7				3
8				7
9				
10				2
11				1
12			1	1
13				
14				1
15				
16				
17				
18		1	1	
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32	1			
33		1		
34				
35		1		
36	1			
37				
38				
39		1		
40				
41			1	
42				
43				
44				
45		1	1	
46	1			
47				
48	1		1	
49				
50				
51				
52	1	1		
53				
54	1			
55				
56			1	
57		1		
58			1	
59				
60	1			
61			1	
62	1			
63				
64				

職務の級 号給	1	2	3	4
65	人	人	人	人
66	1	1		
67		1		
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79	1			
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88	1			
89				
90				
91				
92				
93		1		
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102	1			
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109	1			
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	13	10	9	20
適用職員数				52

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		8			
6					
7					
8		5			
9		14			
10					1
11					1
12		2			2
13		4			9
14		10			8
15					3
16	1				3
17		12			1
18	1	13			1
19					1
20		4			
21	1	5			
22	2	13			1
23		1			3
24		3			1
25	6	8			
26	1	19			1
27					1
28	1	5			
29	1	6			
30	2	20			
31	1	1			
32	1	8			
33	4	4			
34	2	29			
35	3	3			
36	1	7			
37	5	11		1	
38		20			
39		2			
40	1	10			
41	5	8		2	
42	1	26		5	
43		2		2	
44		11		7	
45		4		3	
46	2	25		4	
47		7		2	
48		10		6	
49	2	8		3	
50	1	24		3	
51	1	1		1	
52		14		11	
53		4		4	
54	3	23		3	
55		2		4	
56		12		4	
57	1	6		4	
58	2	11		5	
59	1	3		1	
60	3	10		1	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	3	10		8	
63	1	20			
64	1	5			
65	1	11			
66	1	6			
67	2	18			
68	2	4			
69	1	15			
70	7	7			
71		25			
72		6			
73	1	9			
74	1	5			
75	1	14			
76	1	4			
77	2	16			
78	1	9			
79	2	24			
80	3	3	1		
81	2	5	1		
82	6				
83	3	13	1		
84	1	8	2		
85	1	12	1		
86		10			
87	2	14	1		
88		11			
89		8			
90		5			
91		13			
92	2	5			
93	1	12			
94		5			
95		8			
96	1	6			
97		11			
98		9			
99		7			
100	3	8			
101	1	6			
102		9			
103		12			
104		10			
105		9			
106	1	3			
107		8			
108		10			
109		9			
110		9			
111		6			
112	2	6			
113	1	10			
114		12			
115		8			
116	1	15			
117		4			
118		10			
119					
120					

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122		4			
123		16			
124		6			
125	1	18			
126		3			
127		12			
128	1	6			
129		11			
130		13			
131	1	13			
132		10			
133		24			
134		7			
135		12			
136		8			
137		36			
138		8			
139		18			
140		3			
141		22			
142	1	7			
143		10			
144		12			
145	1	33			
146		357			
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	7				
計	120	1,696	7	84	37
適用職員数			1,944		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					1
5					3
6					18
7					14
8					15
9					9
10					7
11					16
12					10
13					11
14					9
15					9
16					9
17		115			6
18					15
19					13
20		69			4
21		31			6
22		1			1
23		1			3
24		18			1
25	13	21			4
26	1	100			1
27	4	1			3
28	9	16			2
29	6	18			
30	1	93			
31		2			
32	7	35			1
33	11	11			3
34	1	120			
35	1	2			
36	3	24		1	
37	4	10			
38		98	1		
39		3		1	
40	3	27		1	
41	2	10			
42	2	85		2	
43	1	4	1		
44	4	21	1		
45	4	7		1	
46		99		1	
47		3		2	
48	3	34		4	
49	2	13	1	1	
50		92	1	1	
51	1	3		1	
52	3	28	1	3	
53	1	10		1	
54	2	83		4	
55		3		3	
56		33	2	5	
57	1	17		3	
58		83	3	8	
59		6	1	3	
60	1	37	1	7	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	3	19		9	
63		89		14	
64	1	6		13	
65	17	41		19	
66		15		3	
67		79	2	11	
68	1	7	2	12	
69	2	28	1	12	
70		10	1	9	
71		77	1	10	
72	1	6		3	
73		33	2	13	
74		9	1	12	
75		69		4	
76		10	1	14	
77	2	31	1	10	
78	4			6	
79	1			7	
80	12		2	5	
81	29		3	11	
82	3	15	1	11	
83	1	60	2	4	
84	2	11	2	2	
85		32	1	6	
86	2	18	4	3	
87	2	66	3	8	
88		9	1		
89	4	28	2	2	
90	4	14	4	4	
91	1	52	1	3	
92	2	9	2		
93	1	26		1	
94		11	7	2	
95		43			
96	1	12	2		
97	2	29	1		
98	3	12	4		
99	2	34	4		
100		21	2		
101	1	46	1		
102	2	8	2		
103		27			
104		9	1		
105	2	40	1		
106	4	10	7		
107	1	22			
108		16			
109		43			
110	3	12			
111		18			
112		7			
113		26			
114	2	9			
115		19			
116		8			
117	1	27			
118	5	8			
119		19			
120		9			
		25			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122	1	10			
123		17			
124		13			
125	1	21			
126	9	9			
127		17			
128		6			
129		13			
130		9			
131		15			
132		4			
133		10			
134		5			
135		15			
136		5			
137		11			
138		9			
139		12			
140		4			
141		16			
142		6			
143		11			
144		8			
145		20			
146		7			
147		6			
148		7			
149		12			
150		7			
151		14			
152		7			
153		14			
154		7			
155		14			
156		6			
157		18			
計	185	3,808	85	296	194
適用職員数			4,568		

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 458事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

5,514人：初任給関係428人（行政職に相当する調査実人員427人）、初任給関係以外の調査職種5,086人（行政職に相当する調査実人員4,813人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、21,764人であり、行政職に相当するものは18,272人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和7年職種別民間給与実態調査)

産 業 \ 企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 124	事業所 47	事業所 50	事業所 27
農 業 、 林 業 、 漁 業	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	13	6	4	3
製 造 業	56	16	27	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	19	10	5	4
卸 売 業 、 小 売 業	10	2	5	3
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業	7	5	2	—
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	19	8	7	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が18事業所あった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

項 目		新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増 額	据 置 き	減 額	
大学卒	規 模 計 (100人以上)	% 35.2	% (85.2)	% (14.8)	% (0.0)	% 64.8
	500人以上	44.9	(100.0)	(0.0)	(0.0)	55.1
	100人以上 500人未満	26.1	(60.8)	(39.2)	(0.0)	73.9
	【参考】 50人以上 100人未満	16.0	(75.0)	(25.0)	(0.0)	84.0
高校卒	規 模 計 (100人以上)	32.0	(86.0)	(14.0)	(0.0)	68.0
	500人以上	24.5	(100.0)	(0.0)	(0.0)	75.5
	100人以上 500人未満	39.2	(77.7)	(22.3)	(0.0)	60.8
	【参考】 50人以上 100人未満	16.0	(50.0)	(50.0)	(0.0)	84.0

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企 業 規 模 計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 226,245	※ 226,245	—	—
		大学卒	225,605	232,953	213,456	X
		短大卒	※ 190,624	X	※ 185,842	X
		高校卒	183,687	※ 187,664	※ 181,603	X
	新卒技術者	大学院修士課程修了	261,204	263,761	※ 249,311	—
		大学卒	237,408	247,390	219,608	※ 210,000
		短大卒	222,518	223,542	※ 217,756	※ 197,500
		高校卒	193,094	200,259	188,426	※ 176,667
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	255,247	256,268	※ 249,311	—
		大学卒	230,469	239,000	215,920	※ 206,000
		短大卒	211,852	221,209	※ 195,979	※ 191,667
		高校卒	190,632	197,287	186,533	※ 177,500
その他	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—	—
		養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	—	—
		短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	X	—	X	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

4 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者（令和6年4月採用者を除く）に限っている。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	5	56.1	936,661	0	936,661	
	短 大 卒	4	56.9	975,068	0	975,068	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	工 場 長	—	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	55.1	783,668	1,060	782,608	
	短 大 卒	3	55.8	924,165	2,657	921,508	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	4	54.6	690,407	0	690,407	
	事 務 部 長	—	—	—	—	—	・ 2 課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	120	53.3	653,593	3,659	649,934	
	短 大 卒	90	53.3	679,409	3,011	676,398	
	高 校 卒	14	55.5	602,425	276	602,149	
	中 学 卒	14	51.6	574,595	10,956	563,639	
	技 術 部 長	2	53.5	486,293	0	486,293	同 上
	大 学 卒	84	54.0	685,505	7,548	677,957	
	短 大 卒	47	54.2	738,070	5,036	733,034	
	高 校 卒	16	52.1	606,555	5,957	600,598	
	中 学 卒	21	55.1	624,380	14,730	609,650	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

（注） 「X」は、調査実人員が1人の場合である。（以下第15表の各表において同じ。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人 72	歳 53.2	円 611,457	円 1,965	円 609,492	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	65	53.1	621,712	2,015	619,697	
	短 大 卒	3	53.8	477,342	1,611	475,731	
	高 校 卒	4	55.8	486,866	1,000	485,866	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	36	55.2	827,445	3,106	824,339	同 上
	大 学 卒	32	55.3	833,962	3,499	830,463	
	短 大 卒	2	54.9	726,439	0	726,439	
	高 校 卒	2	54.0	821,756	0	821,756	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	221	50.0	571,672	34,161	537,511	・ 2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	163	49.4	572,873	31,830	541,043	
	短 大 卒	23	50.7	545,741	64,891	480,850	
	高 校 卒	34	52.7	587,731	25,194	562,537	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長	252	50.7	618,779	5,582	613,197	同 上
	大 学 卒	148	49.0	650,505	7,353	643,152	
	短 大 卒	34	53.8	615,352	3,110	612,242	
	高 校 卒	70	52.3	559,080	3,448	555,632	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	104	49.5	487,212	18,173	469,039	・ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	59	48.0	492,512	22,389	470,123	
	短 大 卒	17	51.6	429,541	10,086	419,455	
	高 校 卒	27	51.1	509,550	14,897	494,653	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長 代 理	140	47.1	591,910	54,629	537,281	同 上
	大 学 卒	92	46.0	577,019	50,062	526,957	
	短 大 卒	9	48.6	538,330	20,794	517,536	
	高 校 卒	39	48.8	630,618	69,645	560,973	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 262	歳 46.0	円 449,261	円 57,635	円 391,626	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	159	43.4	431,915	59,494	372,421	
	短 大 卒	34	48.9	423,230	55,617	367,613	
	高 校 卒	68	50.1	498,764	55,935	442,829	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 係 長	339	45.8	517,218	98,299	418,919	同 上
	大 学 卒	189	44.3	507,705	101,014	406,691	
	短 大 卒	44	48.4	525,169	102,244	422,925	
	高 校 卒	105	47.4	531,844	91,934	439,910	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 主 任	325	44.0	406,007	47,798	358,209	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	191	40.9	406,494	52,434	354,060	
	短 大 卒	49	47.2	387,390	42,660	344,730	
	高 校 卒	83	48.3	415,493	41,847	373,646	
	中 学 卒	2	43.0	395,820	36,535	359,285	
	技 術 主 任	363	43.1	466,128	78,393	387,735	同 上
	大 学 卒	206	40.8	456,615	79,016	377,599	
	短 大 卒	43	44.9	512,454	84,343	428,111	
	高 校 卒	114	46.6	465,691	75,104	390,587	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	1,232	38.9	329,553	37,810	291,743	
	大 学 卒	735	35.9	338,457	40,744	297,713	
	短 大 卒	183	46.4	328,534	32,774	295,760	
	高 校 卒	307	41.0	311,152	34,334	276,818	
	中 学 卒	7	41.7	272,998	30,240	242,758	
	技 術 係 員	914	40.5	422,360	62,779	359,581	
	大 学 卒	465	37.7	424,482	63,117	361,365	
	短 大 卒	155	40.4	414,579	78,205	336,374	
	高 校 卒	293	44.3	422,980	56,154	366,826	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
技能・労務 関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。 { 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	
	守 衛	4	52.3	475,038	44,473	430,565	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	13	57.4	537,204	0	537,204	
	大 学 准 教 授	13	53.6	491,656	0	491,656	
	大 学 講 師	11	49.3	454,707	0	454,707	
	大 学 助 教	3	46.8	399,135	0	399,135	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 （取締役兼任者を除く。） { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。）
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—	
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
医 							

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第15表の各表において同じである。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	5	56.1	936,661	0	936,661	
	短 大 卒	4	56.9	975,068	0	975,068	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	工 場 長	—	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	56.0	833,809	1,410	832,399	
	短 大 卒	3	55.8	924,165	2,657	921,508	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	3	56.1	731,630	0	731,630	
	事 務 部 長	—	—	—	—	—	・ 2 課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	91	54.6	705,749	4,391	701,358	
	短 大 卒	72	54.4	725,127	3,153	721,974	
	高 校 卒	10	56.2	647,071	370	646,701	
	中 学 卒	9	54.1	635,033	17,445	617,588	
	技 術 部 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	57	54.8	757,454	417	757,037	
	短 大 卒	36	54.7	798,846	240	798,606	
	高 校 卒	9	54.2	682,942	0	682,942	
	中 学 卒	12	55.7	679,116	1,259	677,857	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 部 次 長	人 52	歳 54.3	円 671,766	円 1,444	円 670,322	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	47	54.2	684,260	1,381	682,879	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	4	55.8	486,866	1,000	485,866	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	34	55.3	849,644	2,881	846,763	同 上
	大 学 卒	30	55.4	859,732	3,275	856,457	
	短 大 卒	2	54.9	726,439	0	726,439	
	高 校 卒	2	54.0	821,756	0	821,756	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	176	50.1	602,210	39,999	562,211	・ 2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	124	49.1	610,943	38,035	572,908	
	短 大 卒	20	51.3	555,166	75,355	479,811	
	高 校 卒	32	53.1	599,553	25,160	574,393	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	212	51.0	662,740	5,024	657,716	同 上
	大 学 卒	137	49.5	675,535	6,865	668,670	
	短 大 卒	25	54.2	685,401	1,006	684,395	
	高 校 卒	50	53.3	615,549	2,328	613,221	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	96	49.3	496,596	19,737	476,859	・ 上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	57	48.3	496,402	23,019	473,383	
	短 大 卒	14	50.8	443,097	12,954	430,143	
	高 校 卒	25	50.6	520,553	16,142	504,411	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長 代 理	135	47.3	600,293	54,749	545,544	同 上
	大 学 卒	91	46.1	578,168	49,327	528,841	
	短 大 卒	9	48.6	538,330	20,794	517,536	
	高 校 卒	35	49.8	661,495	73,604	587,891	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	178	47.5	489,701	65,330	424,371	
	短 大 卒	99	45.5	480,931	70,757	410,174	
	高 校 卒	21	49.1	475,986	69,363	406,623	
	中 学 卒	58	50.1	507,820	55,602	452,218	
	技 術 係 長	273	46.0	540,948	106,530	434,418	同 上
	大 学 卒	168	44.4	518,713	104,429	414,284	
	短 大 卒	33	49.4	559,462	110,446	449,016	
	高 校 卒	71	48.6	592,016	110,485	481,531	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
事 務 主 任	234	44.5	436,023	53,285	382,738	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）	
大 学 卒	150	41.1	434,519	57,592	376,927		
短 大 卒	26	49.5	438,673	55,138	383,535		
高 校 卒	56	49.8	440,286	43,892	396,394		
中 学 卒	2	43.0	395,820	36,535	359,285		
技 術 主 任	297	43.3	495,120	86,887	408,233	同 上	
大 学 卒	175	41.0	479,924	86,434	393,490		
短 大 卒	36	46.0	536,161	88,315	447,846		
高 校 卒	86	46.9	508,993	87,209	421,784		
中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 係 員	793	38.3	346,622	46,154	300,468		
大 学 卒	502	35.1	353,247	48,701	304,546		
短 大 卒	95	48.3	357,120	42,773	314,347		
高 校 卒	194	40.8	325,046	41,298	283,748		
中 学 卒	2	49.4	308,678	75,392	233,286		
技 術 係 員	676	41.2	447,005	69,046	377,959		
大 学 卒	362	38.1	445,127	68,596	376,531		
短 大 卒	110	40.7	447,953	91,573	356,380		
高 校 卒	203	45.4	449,446	61,171	388,275		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	X	X	X	X	X	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	29	50.0	509,588	1,636	507,952	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	18	49.8	528,755	2,540	526,215	
	短 大 卒	4	53.5	472,531	0	472,531	
	高 校 卒	5	47.3	472,563	0	472,563	
	中 学 卒	2	53.5	486,293	0	486,293	
	技 術 部 長	27	52.4	547,682	21,208	526,474	同 上
	大 学 卒	11	52.6	553,765	19,577	534,188	
	短 大 卒	7	50.1	532,985	11,694	521,291	
	高 校 卒	9	54.4	553,181	32,252	520,929	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 部 次 長	人 20	歳 51.1	円 494,408	円 2,977	円 491,431	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	18	50.8	495,839	3,290	492,549	
	短 大 卒	2	54.1	480,813	0	480,813	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	2	53.7	519,117	6,228	512,889	同 上
	大 学 卒	2	53.7	519,117	6,228	512,889	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	45	49.6	462,675	13,326	449,349	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	39	50.2	463,948	14,073	449,875	
	短 大 卒	3	46.5	487,300	0	487,300	
	高 校 卒	2	46.5	411,204	25,704	385,500	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長	40	49.4	442,609	7,818	434,791	同 上
	大 学 卒	11	44.7	412,092	12,003	400,089	
	短 大 卒	9	52.8	454,330	7,948	446,382	
	高 校 卒	20	50.3	453,381	5,545	447,836	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	8	51.8	389,255	1,839	387,416	・上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	2	41.6	394,540	6,538	388,002	
	短 大 卒	3	54.5	381,870	0	381,870	
	高 校 卒	2	57.5	377,800	0	377,800	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長 代 理	5	41.1	413,012	52,053	360,959	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	41.9	403,757	40,554	363,203	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事 務 係 長	人 84	歳 42.7	円 361,924	円 41,015	円 320,909	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	60	40.1	351,658	41,053	310,605	
	短 大 卒	13	48.7	329,800	31,274	298,526	
	高 校 卒	10	50.5	446,556	57,855	388,701	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 係 長	66	45.2	435,579	69,983	365,596	同 上
	大 学 卒	21	43.7	420,053	73,820	346,233	
	短 大 卒	11	46.1	450,176	84,308	365,868	
	高 校 卒	34	45.6	438,483	63,150	375,333	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 主 任	91	42.6	326,492	33,263	293,229	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	41	40.1	306,916	34,108	272,808	
	短 大 卒	23	44.3	322,874	26,963	295,911	
	高 校 卒	27	44.8	357,643	37,075	320,568	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	66	42.5	354,906	45,807	309,099	同 上
	大 学 卒	31	39.4	335,380	40,435	294,945	
	短 大 卒	7	39.6	393,311	64,382	328,929	
	高 校 卒	28	45.9	365,394	47,066	318,328	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	439	39.9	296,229	21,522	274,707	
	大 学 卒	233	37.7	304,113	22,267	281,846	
	短 大 卒	88	44.0	292,024	20,004	272,020	
	高 校 卒	113	41.3	285,920	21,688	264,232	
	中 学 卒	5	38.6	258,461	11,843	246,618	
	技 術 係 員	238	37.2	294,901	30,367	264,534	
	大 学 卒	103	35.0	299,486	29,943	269,543	
	短 大 卒	45	39.2	294,706	30,190	264,516	
	高 校 卒	90	38.6	289,927	30,930	258,997	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	—	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	7	54.5	473,868	9,673	464,195	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	54.1	471,715	13,542	458,173	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	7	50.1	506,386	0	506,386	同 上
	大 学 卒	2	52.5	436,600	0	436,600	
	短 大 卒	2	43.0	461,900	0	461,900	
	高 校 卒	3	53.2	582,567	0	582,567	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人 3	歳 50.8	円 450,600	円 44,000	円 406,600	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	2	51.5	465,050	66,000	399,050	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	3	51.2	452,768	6,926	445,842	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	54.0	454,152	10,389	443,763	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	15	51.5	359,157	1,301	357,856	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	10	51.0	351,498	1,450	350,048	
	短 大 卒	2	51.0	409,755	2,505	407,250	
	高 校 卒	3	53.5	350,954	0	350,954	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	7	45.8	384,696	4,434	380,262	同 上
	大 学 卒	2	49.0	383,160	0	383,160	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	3	44.8	376,124	10,345	365,779	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代理	2	51.0	319,250	7,000	312,250	・上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長 代理	3	46.5	383,913	63,170	320,743	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	48.5	333,300	0	333,300	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事	事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	34	45.9	311,475	17,757	293,718	
	短 大 卒	21	43.5	312,989	17,848	295,141	
	高 校 卒	3	52.2	343,927	46,397	297,530	
	中 学 卒	10	48.8	298,561	8,974	289,587	
務	技 術 係 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	22	43.3	361,417	56,970	304,447	
	短 大 卒	10	41.4	358,100	52,674	305,426	
	高 校 卒	4	49.5	326,967	25,176	301,791	
	中 学 卒	7	41.5	380,128	74,359	305,769	
技	事 務 主 任	X	X	X	X	X	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	37	45.3	338,516	35,332	303,184	
	短 大 卒	14	45.9	387,123	22,185	364,938	
	高 校 卒	11	44.6	295,316	39,999	255,317	
	中 学 卒	12	45.2	321,409	46,392	275,017	
術	技 術 主 任	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	20	43.4	321,051	53,053	267,998	
	短 大 卒	8	41.1	321,100	58,558	262,542	
	高 校 卒	4	46.0	331,272	45,652	285,620	
	中 学 卒	8	44.4	315,891	51,249	264,642	
関	事 務 係 員	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	119	39.2	254,466	14,769	239,697	
	短 大 卒	53	38.1	266,165	15,762	250,403	
	高 校 卒	24	40.2	246,426	14,784	231,642	
	中 学 卒	42	40.1	244,296	13,506	230,790	
係	技 術 係 員	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	58	36.0	245,340	18,712	226,628	
	短 大 卒	21	31.6	256,687	26,938	229,749	
	高 校 卒	17	41.3	236,898	10,093	226,805	
	中 学 卒	20	36.0	240,603	17,401	223,202	
職	事 務 係 員	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	53	38.1	266,165	15,762	250,403	
	短 大 卒	24	40.2	246,426	14,784	231,642	
	高 校 卒	42	40.1	244,296	13,506	230,790	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 係 員	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	58	36.0	245,340	18,712	226,628	
	短 大 卒	21	31.6	256,687	26,938	229,749	
	高 校 卒	17	41.3	236,898	10,093	226,805	
	中 学 卒	20	36.0	240,603	17,401	223,202	

第16表 民間における住宅手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	47.8%
支 給 し な い	52.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(備考) 県職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
100.0%	(3.1%)	(71.3%)	(10.7%)	(14.9%)	0.0%

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(その2及びその3において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
4.7%	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	95.3%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
					100.0%		
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第18表 民間における特別給の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	377,802円
	上半期(A2)	385,425円
特別給の支給額	下半期(B1)	855,746円
	上半期(B2)	920,226円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.27月分
	上半期(B2/A2)	2.39月分
年 間 の 平 均		4.65月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.60月分である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

部 長 級		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
40.8	59.2	41.0	59.0	51.2	48.8

第20表 民間における定年制の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
91.6	76.3	15.3	8.4

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	%	%	%
	46.2	13.8	53.8
非 管 理 職			
	38.8	13.8	61.2

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第22表において同じ。)
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和7年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
70.0	70.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第23表 民間における給与改定の状況等

(令和7年職種別民間給与実態調査)

1 給与改定の状況

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規 模 計 (100人以上)	74.3	2.8	0.0	23.0
	500人以上	94.1	0.0	0.0	5.9
	100人以上 500人未満	56.9	5.2	0.0	37.9
	【参考】 50人以上 100人未満	56.0	0.0	0.0	44.0
課長級	規 模 計 (100人以上)	69.0	2.6	0.0	28.4
	500人以上	87.1	0.0	0.0	12.9
	100人以上 500人未満	53.3	4.8	0.0	41.9
	【参考】 50人以上 100人未満	52.0	0.0	0.0	48.0

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

2 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし			
係 員	規 模 計 (100人以上)	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	92.9	92.9	34.7	1.2	56.9	0.0	7.1
	100人以上 500人未満	97.3	97.3	30.7	0.0	66.6	0.0	2.7
	【参考】 50人以上 100人未満	90.5	90.5	40.5	2.7	47.4	0.0	9.5
課長級	規 模 計 (100人以上)	87.5	87.5	25.0	0.0	62.5	0.0	12.5
	500人以上	91.7	91.7	31.1	2.5	58.1	0.0	8.3
	100人以上 500人未満	92.9	92.9	25.8	0.0	67.1	0.0	7.1
	【参考】 50人以上 100人未満	90.3	90.3	37.2	5.3	47.8	0.0	9.7
	50人以上 100人未満	81.3	81.3	25.0	0.0	56.3	0.0	18.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することが
 できない事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合及び100とならない
 場合がある。

3 県職員給与と民間給与との比較

第24表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民 間 給 与	県 職 員 給 与	$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$
	行政職相当職 (A)	行 政 職 (B)	
平均給与月額	381,431 円	370,318 円	11,113 円 (3.00%)

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)

2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
370,318 円	336,616 円	11,718 円	7,660 円	8,283 円	5,800 円	241 円

(注) 県職員の平均年齢は42.2歳で、平均経験年数は19.4年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県 職 員 (行 政 職)	対 応 民 間 職 種	
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	
8 級	課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
7 級		
6 級	課 長 代 理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課 長 代 理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 生計費関係資料

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和7年4月の標準生計費を費目別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

高松市

（令和7年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	35,530	47,994	61,385	74,767	88,158
住居関係費	41,311	53,629	44,755	35,886	27,012
被服・履物費	5,155	3,709	5,908	8,106	10,304
雑費Ⅰ	17,210	25,223	35,126	45,019	54,923
雑費Ⅱ	14,164	23,059	30,168	37,285	44,394
計	113,370	153,614	177,342	201,063	224,791

（注） 集計世帯数は、52世帯である。

5 勤務時間等関係資料

第26表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況

1 年次休暇

年 部局		令和4年	令和5年	令和6年
知事部局	本 庁	9.9 日	11.2 日	11.4 日
	出先機関	12.3	13.5	13.3
	計	11.1	12.4	12.4
警察本部	警 察 官	11.3	12.7	13.2
	事務職員	11.9	13.4	13.2
	計	11.4	12.8	13.2
教育委員会	事 務 局 員	9.8	11.2	10.6
	県立学校事務職員	10.7	12.9	11.7
	県立学校教 員	12.5	14.2	13.0
	計	12.1	13.8	12.6

2 超過勤務時間

年度 部局		令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局	本 庁	22.8 時間	19.0 時間	18.7 時間
	出先機関	13.4	9.7	10.1
	計	17.8	14.0	14.2
警察本部	警 察 官	20.3	19.7	20.0
	事務職員	11.1	10.8	12.0
	計	19.0	18.4	18.9
教育委員会	事 務 局 員	22.6	28.1	31.9
	県立学校事務職員	2.9	4.1	4.3
	計	15.9	19.9	22.8

(注) 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。

(注) 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。

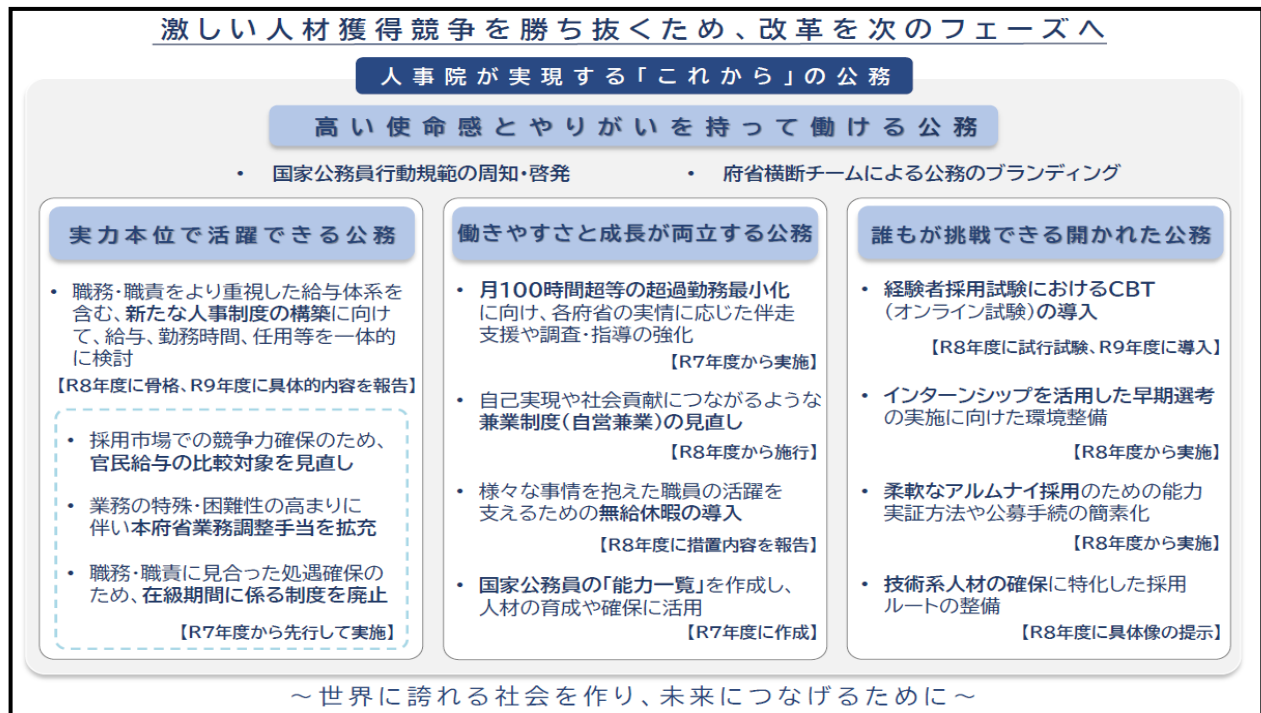
(参考) 1人当たりの月平均時間外在校等時間

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
教 育 委員会	県立学校教 員	37.9	37.9	37.0

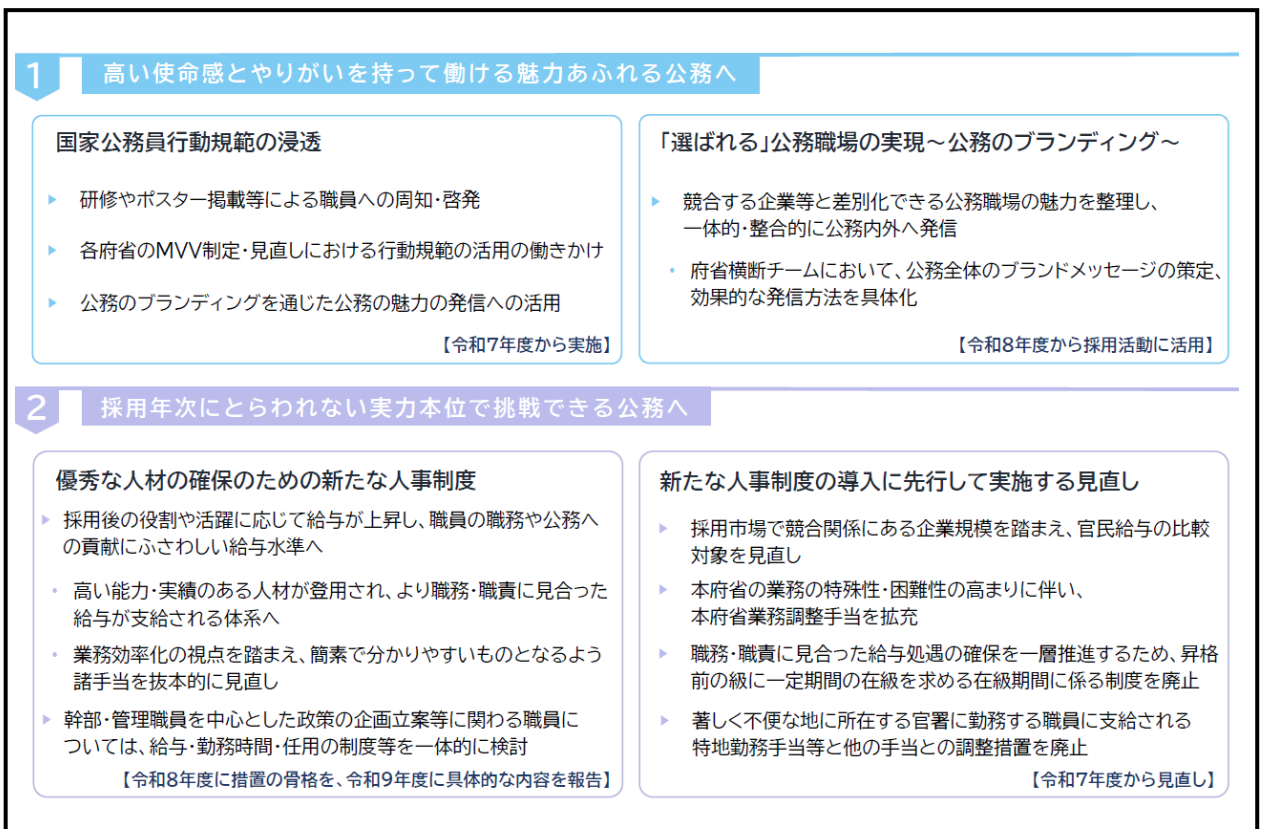
6 人事院勧告等の要旨

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、公務員人事管理について報告するとともに、国家公務員の給与について報告・勧告した。

1 概要



2 人事管理



3

働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ

超過勤務の縮減 — 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて

- ▶ 各府省の職場の実情に応じた実効的な縮減策を示し、伴走支援
- ▶ 調査・指導後の取組が不十分な場合は臨時調査を新規実施
- ▶ 行政部内を超えた取組が必要なものは関係各方面に協力要請
- ▶ 特例業務の範囲の厳格化に向けた取組の推進

【令和7年度から実施】

時代に即した働き方の推進等

- ▶ 自己実現や社会貢献につながるような兼業を可能とする兼業制度(自営兼業)の見直し 【令和8年度から施行】
- ▶ 転勤する職員に対する給与上のインセンティブを付与
 - ・ 特勤勤務手当等の見直し(再掲) 【令和7年度に実施】
 - ・ その他の勤務地を異にする異動に係る手当の見直し 【令和8年度の措置に向け調査・検討】
- ▶ 育児・介護に係る両立支援制度の効果的な周知・啓発 【令和7年度から実施】
- ▶ 無給休暇の導入及びフレックスタイム制や年次休暇取得単位などの見直し 【令和8年度に措置の内容を報告】

職員のWell-beingの土台づくりのための取組

- ▶ 勤務間のインターバル確保に向けた課題解消の取組例を示すなど、より実効性のある取組を推進 【令和7年度から実施】
- ▶ 各府省における産業医学に詳しい医師や保健師等専門職の配置を充実させる方策の検討 【令和7年度から実施】
- ▶ カスタマー・ハラスメントに対して組織として毅然とした対応を取りやすくするよう人事院規則に必要な取組を明記 【民間労働法制に遅れずに施行】
- ▶ 宿舍整備について、関係府省への働きかけや民間状況の調査を実施 【令和7年度から実施】

主体的な学びと成長の支援等

- ▶ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用 【令和7年度に実施】
- ▶ 自己啓発等休業の対象となる事由の拡大の検討 【令和8年度に措置の内容を報告】
- ▶ 内閣人事局やデジタル庁と連携し、職員情報管理、勤務時間管理、研修管理に関するデジタル化の推進 【勤務時間管理共通システム:令和8年度までに基本機能を整備、令和9年度から段階的に導入】
- ▶ 公平審査制度や苦情相談の迅速性・実効性を高める方策の検討 【令和7年度から8年度にかけて実施】

4

未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務へ～採用プロセスのアップデート～

CBT方式の導入を始めとした採用試験の抜本的見直し

- ▶ 海外を含めた受験会場及び受験日の選択が可能となる、CBT方式を段階的に導入
- ・ 民間のWebテスト等の活用も視野に入れた試行試験 【令和8年度に実施】
- ・ 経験者採用試験の基礎能力試験への導入 【令和9年度に実施】

採用におけるインターンシップの更なる活用

- ▶ 各府省におけるインターンシップの実施拡大に向けた支援や、教養区分で早期に合格した学生等に向けたインターンシップの推進 【令和7年度から実施】
- ▶ インターンシップを通じて得られた情報を選考過程に活用する上で必要な環境の整備 【令和8年度から実施】

官庁訪問プロセスの改善

- ▶ 訪問期間や訪問時間の合理化
- ▶ 地方在住の訪問者に対する配慮の拡充

【令和8年度から順次実施】

アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化

- ▶ 各府省においてアルムナイ人材を柔軟に再採用できるよう、能力実証方法や公募手続の簡素化
- ▶ 採用希望者の情報を一元的に集約し、各府省に共有する「人材プール」の整備

【令和8年度から順次実施】

技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築

- ▶ インターンシップを活用し、既に採用試験に合格している者を通常より早期に確保するための仕組みの整備
- ▶ 技術系に特化した新たな採用の入口となる採用試験等の採用手法について検討

【令和8年度に具体像の提示】

地元志向人材層に対応するための新たな仕組み

- ▶ 初任地の希望を受験時に聴取する採用試験の実施 【令和8年度から実施】
- ▶ 地域ごとに作成する採用候補者名簿の作成単位の見直しの検討 【令和8年度から実施】

3 給与勧告

月例給

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● 俸給

▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● 本府省業務調整手当

▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

▶ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返し分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス

直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

▶ 民間の支給割合 4.65月

▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

(一般の職員の場合の支給月数)

▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に

0.025月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
	以降 勤勉手当	1.0625月	1.0625月

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
500人以上の本店事業所
の従業員と対応

見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模
1,000人以上の本店事業所
の従業員と対応

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築に向けて先行して行う見直し

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、本府省業務調整手当を次のとおり見直し
 - ・支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、51,800円を支給
 - ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ
 - 〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円
 - ・係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】
(指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

	職務の級	手当額 (円)	
		現行	見直し後
幹部・ 管理職員	指定職	—	51,800
	行(一) 7級以上	—	51,800
幹部・ 管理職員 以外の職員	行(一) 7級以上	41,800	51,800
	行(一)6級	39,200	49,200
	行(一)5級	37,400	47,400
	行(一)4級	22,100	24,100
	行(一)3級	17,500	19,500
	行(一)2級	8,800	10,800
	行(一)1級	7,200	9,200

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- ▶ 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止
 - ※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置 (特勤勤務手当等の見直し)

- 《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》
- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
 - ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特勤官署等に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等を次のとおり見直し
 - (1) 特勤勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止
 - ・特勤勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - (2) 特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大
 - ・特勤官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
 - ※ そのほか、①特勤官署等の指定の見直し、②特勤勤務手当等の額の算定基礎の見直し等を実施
 - ▶ その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

その他諸手当

その他

通勤手当

《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

- ▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当

《令和7年4月実施》

- ▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直：+300円 医師当直：+1,500円)

地域手当

《令和8年4月実施》

- ▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月～)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算
- ※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参事等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築

優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

- ▶ 人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていく必要
特に政策の企画立案等の業務は、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題
- ▶ 給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組を更に強化する必要
- ▶ 人事行政諮問会議の最終提言で、まずは政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象に、給与・人事評価・任用の在り方を一体的に見直す必要性について指摘

優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討

新たな人事制度の方向性

- ▶ 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ
 - ・ 高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要
 - ・ 業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し
- ▶ 特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、次の事項を一体的に検討

職務・職責をより重視した給与体系

例えば、

- ・ 役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成
- ・ 時々の職務・職責の変化に応じ水準調整が可能な仕組み
- ・ 参照すべき民間企業の業種・規模等の水準を踏まえた給与

勤務時間・任用等

- ・ 時間に縛られない働き方の導入
- ・ メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方

- ▶ 令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告

※ 令和7年においても、職務・職責をより重視した給与を実現し、給与上の各課題に速やかに対処する観点から先行して「本年の給与勧告のポイント②③」の見直しを実施